

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 規 則

市町村に対して交付すべき昭和六十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

規 則

市町村に対して交付すべき昭和六十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

市町村に対して交付すべき昭和六十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の規定に基づき、市町村に対して交付すべき昭和六十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關し必要な事項を定めるものとする。

(端数計算)

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合においては、特別の定めがある場合を除くほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[\{ (72,063円 \times \alpha) \times A - B - C + D + E \} \times 0.731 \right] \times 0.998516618$$

(72,063円×α) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 昭和60年度市町村民税課税状況等の調第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第1に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に別表第2のAの欄に定める率を乗じて得た数（整数未満の

端数があるときは、その端数を四捨五入する。))

- B 昭和60年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち「計」欄に係る額に0.992を乗じて得た額
- C 昭和60年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「賦課制限により減額される額」欄に係る額に1.262を乗じて得た額
- D 昭和60年度市町村税課税状況等の調第16表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「昭和59年度」のうち「計」欄に係る額に1.136を乗じて得た額
- E 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る昭和61年度の当初調定に係る税額として知事が調査した当該市町村の額
- α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第2のBの欄に定める単位額補正率
(市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法)
第四表 市町村たばこ消費税の市町村ごとの基準税額を「知事が次の算式により算定した額」とする。
- $$\left[\{ (A \times 1.0909) \times B \} \times 0.10725 + (C \times D) \times 0.2625 + (E \times D) \times 0.48 + (F \times G) \times 0.2175 \right] \times 0.999394743$$
- (C×D)、(E×D)又は(F×G)に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする
- 算式の符号
- A 昭和60年4月1日から昭和61年2月28日までの間の当該市町村の区域内における地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡

し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第33条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価又は地方税法第467条第2項の規定によって算定した小売定価をいう。)に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た額の合算額(以下この条において「販売額」という。)

B 次の算式によって算定した売渡し等に係る製造たばこの販売額の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9835 \right) \times 0.9857$$

a 昭和60年3月1日から同月31日までの間において、当該市町村の区域内において日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下この条において「旧専売公社」という。)がたばこ事業法附則第2条による廃止前のたばこ専売法(昭和24年法律第111号)第29条第1項に規定する小売人に売り渡した製造たばこ及び旧専売公社が国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数(紙巻たばこ以外の製造たばこについては地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和59年法律第88号)による改正前の地方税法第464条第4項の規定によって換算した本数とし、当該本数に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を

1,000本とする。以下この条において「たばこ売渡し本数」という。)と昭和60年4月1日から昭和61年2月28日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数(喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については同法第467条第3項の規定によつて換算した本数とし、当該本数に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする。以下この条において同じ。)の合計数

b 昭和58年3月1日から昭和59年2月29日までの間の当該市町村の区域内におけるたばこ売渡し本数

C 昭和60年3月1日から同月31日までの間の当該市町村の区域内におけるたばこ売渡し本数と昭和60年4月1日から同月30日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数の合計数
 D 次の算式によつて算定した売渡し等に係る製造たばこの本数の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9835\right) \times 0.9642$$

a Bのaに同じ。

b Bのbに同じ。

E 昭和60年5月1日から昭和61年2月28日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数

F 昭和61年3月1日から同月31日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数

G 次の算式によつて算定した売渡し等に係る製造たばこの本数の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9835\right) \times 0.9548$$

a Bのaに同じ。

b Bのbに同じ。

(電気料の算定率の算定方法)

電気料の算定率の算定方法は、電事法第488条第1項第1号の算定率に、電事法第488条第1項第2号の算定率を乗じ、その積を電事法第488条第1項第3号の算定率で除した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.998573694$$

算式の符号

A 昭和60年3月1日から昭和61年2月28日までの電気料金(地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。)に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和60年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定した電気税の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0440\right) \times 1.0275$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和58年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入

額

(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.999052252$$

算式の符号

A 昭和60年3月1日から昭和61年2月28日までのガス料金(地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。)に係るガス税として、ガス事業者が昭和60年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9885 \right) \times 0.9764$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和58年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和五十七年、昭和五十八年及び昭和五十九年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて

算定するものとする。この場合において、その算定の過程及び算定した数量に一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

区 分	素材生産量補正率
パルプ用材として使用されるもの	○
その他のもの	○・六〇〇六〇六 (会見町及び淀江町にあつては、○)

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.999757662$$

算式の符号

A 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第55条の7の規定により、昭和60年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.022 \right) \times 1.012$$

a 前記Aに同じ。

b 地方税法施行令第55条の7の規定により、昭和58年度中に自動車

取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和六十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。
- 2 市町村に対して交付すべき昭和六十年年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則（昭和六十年九月鳥取県規則第四十三号）は廃止する。

別表第一（第三条関係）

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘する率

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下のもの	六・七三〇
五万円を超え十万円以下のもの	三・九八八
十万円を超え二十万円以下のもの	一・六〇二
二十万円を超え四十五万円以下のもの	一・一四九
四十五万円を超え七十万円以下のもの	一・〇一五
七十万円を超え九十五万円以下のもの	一・〇〇四
九十五万円を超え百二十万円以下のもの	一・〇〇二
百二十万円を超え二百二十万円以下のもの	一・〇〇一
二百二十万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二（第三条関係）

市町村民税所得割に係る単位額補正率等

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇三四	一・二六二	東郷町	一・〇一五	〇・八〇九
米子市	一・〇二四	一・一八七	三朝町	〇・九九九	〇・六七八
倉吉市	一・〇二二	〇・九八二	関金町	一・〇二六	〇・五六六
境港市	一・〇一七	一・〇三六	北条町	一・〇二〇	〇・六九一
国府町	一・〇二二	〇・八五五	大栄町	一・〇四一	〇・七七〇
岩美町	一・〇〇七	〇・七六四	東伯町	一・〇二六	〇・七九一
福部村	〇・九九六	〇・六六七	赤碓町	〇・九八五	〇・八〇四
郡家町	一・〇一九	〇・八〇二	西伯町	一・〇二二	〇・七五八
船岡町	一・〇二九	〇・七四一	会見町	一・〇〇一	〇・七七〇
河原町	一・〇二一	〇・七六五	岸本町	一・〇〇七	〇・八二〇
八東町	一・〇二二	〇・七二六	日吉津村	一・〇〇八	一・〇一〇
若桜町	一・〇〇一	〇・七五七	淀江町	一・〇二五	〇・八四七
用瀬町	一・〇三〇	〇・七八四	大山町	一・〇一九	〇・七六二
佐治村	〇・九九二	〇・五二九	名和町	一・〇二〇	〇・七四三
智頭町	一・〇一七	〇・七四二	中山町	〇・九九七	〇・七五九
気高町	一・〇二二	〇・七二三	日南町	〇・九九八	〇・六九八
鹿野町	一・〇二五	〇・六一二	日野町	一・〇〇六	〇・七八五
青谷町	一・〇二三	〇・七〇七	江府町	〇・九七九	〇・七一一
羽合町	一・〇一四	〇・七七七	溝口町	一・〇一一	〇・七七九
泊村	一・〇〇八	〇・六八五			